

「個人情報とは ーその限界事例ー 」

1. 「書き込まれた発言は多数の人が読むことができ、使用された名前がハンドル名であっても **原告と認識でき**、中傷発言を書き込むことは名誉毀損にあたる」(1997年5月東京地裁判決)

「インターネット上の掲示板という不特定多数の人の目に触れる場 において、**名指し**で人を誹謗中傷することは名誉毀損行為になり、民事上は損害賠償の対象に、刑事上も名誉毀損罪として処罰の対象になります。」(大阪弁護士会のサイト)

原告と認識できるかどうか、名指しと言えるかどうか が、名誉毀損になるかどうかの境界線であると考えられるが、実際に寄せられる相談では、境界線ぎりぎりの事例が多い。個人情報とは、一般的には、住所・氏名・電話番号・学校名・勤務先名等を指すと考えられるが、このうちどこまでの記載があれば、特定できるのだろうか？

2. *以下の事例は、当サイトに寄せられた相談を元に行っているが、プライバシー保護のため、相談内容には修正を加えている。

【事例1】 ある掲示板に、私のハンドル名(オオノユミ)、バイト先(マクドナルド東京店)が載せられた上で、「死ね、生きてる価値ない。」と書かれていました。この間の日曜日に、「オオノユミいる？」と、男の人5、6人が来たそうです。

【事例2】 小説家として活動をしている北川洋子と申します。某掲示板で、私のペンネームを挙げた上で、私が学生時代にヌードモデルだったとか、他の有名作家と肉体関係を持っているとか書かれています。

【事例3】 私はA市で尺八の師匠をしている男性です。ある掲示板に「A市に住んでいる、太った尺八の師匠は、弟子の女性にセクハラしている」と書かれました。A市に住んでいる尺八の師匠の内、男性は3人しかいません。その中で、私が一番太っています。したがって、私を名指しで中傷していると言えると思うのですが？

【事例4】 私の知人が2chに名前、住所、自宅の電話番号を書き込まれてしまいました。悪戯電話に悩まされてるみたいで困っておられます。

【事例5】 私は加害者の方です。あることで喧嘩になった相手についての誹謗中傷を掲示板に書き込みました。実名・住所・電話番号の記載はしていませんが、相手が開設しているサイトのURLとメールアドレスは記載しました。これは犯罪になるのでしょうか？

【事例6】 私の写真が勝手にアップロードされた上で、誹謗中傷されています。顔は写ってはいないのですが、首から下の写真なので、服装や体つきによって、身近な人には、すぐ私だと分かっています。